国立大学法人東京医科歯科大学謝金支給要項

（平成１９年１１月１日
制　　定）

（目的）

第１条　国立大学法人東京医科歯科大学における謝金の支給に関する事務の取扱いについては、他に特別の定めのある場合を除くほか、この要項の定めるところによる。

（謝金の種類）

第２条　謝金は、その内容に応じ次のとおりとする。

(1) 講演謝金
(2) 講義謝金
(3) 指導助言実技実習等謝金
(4) 単純労務謝金
(5) 研究被験者謝金
(6) 通訳謝金
(7) 翻訳謝金
(8) 原稿執筆謝金
(9) 原稿翻訳校閲謝金
(10) 会議出席謝金
(11) 入学試験協力謝金
(12) 解剖体謝金
(13) 病理解剖謝金
(14) 施設見学謝金
(15) 外国人留学生チューター謝金
(16) その他の謝金

（事業実施上の手続）

第３条　謝金を伴う事業の実施については、次の取扱いによるものとする。

(1) 謝金を伴う事業を実施する場合、実施部署は所属長及び予算の責任者、研究代表者又は主任研究者（以下「所属長等」という。）の承認を経て、謝金申請を財務部財務経理課又は病院事務部管理課（以下「担当課」という。）に行うものとする。
(2) 別表に規定する基準単価を超える謝金又は別表に定めのない謝金を支給する場合は、謝金申請書の特別単価設定欄に基準単価を超える理由及び設定する単価の根拠、若しくは別表に定めのない謝金の支給を必要とする理由を記載し、当該事業の実施期日までに予め所属長等及び経理責任者の承認を得るものとする。
(3) 前号において、謝金を支給する相手方の事務処理要領若しくは当該要領に準ずるもの（以下「要領等」という。）に基づき支給する場合は、当該根拠となる部分の写しをもって特別

単価設定に代えることができ、経理責任者の事前承認を省略できるものとする。

⑷　実施部署は、事業実施後速やかに、当該事業の内容（謝金の種類、実施内容、受給者、用務の期間、支出額、予算科目等）が記載された終了報告書並びに事業の実施確認に必要な資料を担当課に提出し、支払いを依頼するものとする。

⑸　担当課は、当該事業の実施確認を行い、総務部人事労務課の確認を得たうえで、支給手続きを行うものとする。

⑹　総務部人事労務課は、施設見学謝金及びこれに類する謝金を除き、謝金支給について、是非の確認を行うものとする。

（謝金の支給）

第４条　各謝金の支給単価については、別表に規定する基準単価を上限とする。

２　前条２号の規定にかかわらず、予め経理責任者の承認を得ずに事業を実施した場合、実施責任者は、前条３号に定める書類のほか、承認を得ずに実施せざるを得なかった合理的理由を、所属長等の承認を経て、併せて提出するものとする。

担当課は、実施責任者が提出した合理的理由を経理責任者が認めた場合には、当該事業の実施確認を行い、支給手続きを行うものとする。

３　事業の実施に当たり、旅費を支給することが必要と認められるときは、国立大学法人東京医科歯科大学職員旅費規則（平成１６年規則第６８号）に定める範囲内の旅費相当額を含めて支給できるものとする。

４　謝金は、所得税法（昭和４０年法律第３３号）による所得税を源泉徴収のうえ、支給するものとする。

（その他）

第５条　この要項に定めるもののほか、謝金の支給に関し必要な事項は別に定める。

附　則

１　この要項は、平成１９年１１月１日から施行する。

２　国立大学法人東京医科歯科大学諸謝金支給基準（平成１６年４月１日制定）は廃止する。

附　則（平成２０年５月３０日制定）

この要項は、平成２０年６月１日から施行する。

附　則（平成２１年４月１日制定）

この要項は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則（平成２３年９月３０日制定）

この要項は、平成２３年１０月１日から施行する。

附　則（平成２４年１１月６日制定）

この要項は、平成２４年１１月６日から施行し，平成２４年８月１日から適用する。

附　則（平成２６年６月１９日制定）

この要項は、平成２６年６月１９日から施行し，平成２６年５月１日から適用する。

附　則（平成２６年１１月４日制定）

この要項は、平成２７年１月１日から施行する。

附　則（平成２９年７月３１日制定）

この要項は、平成２９年７月３１日から施行し、平成２９年４月１日から適用する。

附　則（平成２９年９月２９日制定）

この要項は、平成２９年１０月１日から施行する。

附　則（平成３０年７月１９日制定）

この要項は、平成３０年７月１９日から施行し、平成３０年４月１日から適用する。

附　則（令和元年７月１日制定）

この要項は、令和元年７月１日から施行し、平成３１年４月１日から適用する。

附　則（令和４年６月３０日制定）

この要項は、令和４年７月１日から施行する。

（別表）

謝　金　基　準　単　価　表

項　　目	基準単価(上限額)	内　　容	所得税法該当条文･税率	消費税
講演謝金				
特別講演	１回当たり　５７，０００円	記念式典や記念講演的な性格を有し特別なテーマで全学教職員・学生等を対象に著名人に依頼し支払う謝礼	２０４条 国内居住者は１０．２１%、非居住者（外国人）は２０．４２%	課税
一般講演	１回当たり　３６，０００円	専門的なテーマについての講演を学外者等に依頼し支払う謝礼		
講義謝金（準備、質問の時間を含む。）	１時間当たり　６，０００円	本学学生等に対する特別講義を依頼し支払う謝礼	２０４条 １０．２１%（授業は月額表乙）	課税 （不課税）
指導助言実技実習等謝金	１時間当たり　５，０００円	教育・研究及び診療の手技指導助言を依頼し支払う謝礼	２０４条 １０．２１%	課税
単純労務謝金	１時間当たりの単価は、「国立大学法人東京医科歯科大学非常勤職員の給与に関する細則第７条の２」に規定する時間給額とする。	資料収集や会場整理等の単純労務を（労働者性のない場合に限り）学生等に依頼し支払う謝礼	１８５条 ３．０６３%以上月額表の乙欄適用	不課税
研究被験者謝金				
侵襲・介入を伴う臨床研究又は治験	１回当たり　７，０００円	被験者として研究の協力を依頼し支払う謝礼	源泉徴収を要しない ０%	課税
上記以外の研究	〃　５，０００円			
通訳謝金				
逐次(英語)	１日当たり　８０，０００円	国際会議、国際シンポジウム等で通訳を依頼し支払う謝礼 ※８ｈを超える場合は時間単価に２５%増	２０４条 １０．２１% 同一人に対し、１回で支払う額が１００万円を超える場合は２０．４２%	課税
逐次(その他)	〃　８０，０００円			
同時(英語)	〃　８５，０００円			
同時(その他)	〃　８５，０００円			
翻訳謝金				
和英（400 字詰）	原稿１枚当たり６，３００円	学外者又は本学教職員・学生等に翻訳を依頼し支払う謝礼	２０４条 国内居住者は１０．２１%、非居住者（外国人）は２０．４２%	課税
英和（200 ﾜｰﾄﾞ）	〃　３，２００円			
その他和（200 ﾜｰﾄﾞ）	〃　４，２００円			
原稿執筆謝金				
随想･提言(400 字詰)	原稿１枚当たり２，２００円	学外者又は本学教職員・学生等に原稿作成を依頼	２０４条 １０．２１%	課税
一般原稿(400 字詰)	〃　１，６００円			

外国語原稿(300ﾜｰﾄﾞ)	〃　３，８００円	し支払う謝礼		
原稿翻訳校閲謝金				
外国語１枚(200ﾜｰﾄﾞ)	原稿１枚当たり３，２００円	学外者又は本学教職員・学生等に原稿の翻訳校閲を依頼し支払う謝礼	２０４条 １０．２１％	課税
会議出席謝金				
経営協議会、学長選考・監察会議、事業運営に係る外部評価委員会	１回当たり　３６，０００円	本学で実施する会議・委員会において、学外者等に出席依頼し支払う謝礼	１８５条 ３．０６３%以上月額表の乙欄適用	不課税
研究事業における外部有識者の倫理審査委員会，補助事業における外部有識者による評価委員会等	〃　２４，０００円			
審議・協議委員会	〃　１８，０００円			
協力者会議等	〃　１２，０００円			
入学試験協力謝金				
問題作成	１回当たり　２０，０００円	本学で実施する入学試験等において、問題の作成、採点及び適性検査の依頼をし支払う謝礼 試験補助者は試験監督補助、会場整理等を学生に依頼し支払う謝礼	１８５条 ３．０６３%以上月額表の乙欄適用	不課税
採点謝金	１枚当たり　２００円			
適性検査謝金	１回当たり　１０，０００円			
試験補助者（学生）	１時間当たりの単価は、「国立大学法人東京医科歯科大学非常勤職員の給与に関する細則第７条の2」に規定する時間給額とする。			
解剖体謝金				
祭祀料	１件当たり　３０，０００円	解剖体の提供遺族に支払う謝礼	源泉徴収を要しない ０％	課税
斡旋料	〃　３０，０００円			
病理解剖謝金	１件当たり　１０，０００円	病理解剖の依頼を受け支払う謝礼	源泉徴収を要しない ０％	課税
施設見学謝金	１件当たり　６，０００円	本学学生等が施設等の見学をした際に支払う謝礼	源泉徴収を要しない ０％	課税
外国人留学生チューター謝金	１時間当たり　１，３００円	本学学生が外国人留学生に個別課外指導をした際に支払う謝礼	１８５条 ３．０６３%以上月額表の乙欄適用	不課税
その他の謝金	実状を勘案し積算	上記項目、内容に該当しない謝金		

※　本表は、謝金の標準的な支給基準額を示したものであり、予算額、事業内容等を勘案し、原則として年度を通じ統一単価で支給するものとする。なお、本表の基準単価を超えて支給する場合又は本表の項目、内容に該当しない謝金を支給する場合は、謝金支給要項第４条第２項によるものとする。

※　国外から発信された講演に対する謝金及び所属機関が代理受領者となっている謝金は、所得税源泉徴収対象外となる場合があるので、支給の際には注意すること。